

近畿地方整備局 入札監視委員会（平成30年度第一部会第2回定例会議）審議概要

開催日及び場所	平成30年9月6日（木） 大阪合同庁舎第1号館 第一別館 大会議室					
委員	神田 彰 （(公社)関西経済連合会 理事） 熊谷 礼子 （帝塚山大学 教授） 高橋 司 （勝部・高橋法律事務所 弁護士 第一部会長） 横田 直和 （関西大学 教授） （欠席） 木村 亮 （京都大学大学院 教授 今回抽出担当） （五十音順、敬称略）					
審議対象期間	平成30年4月1日 ～ 平成30年6月30日					
抽出案件	総件数8件（工事4件、業務3件、役務及び物品1件）					
契約方式	件数	件名	契約日	契約業者名	契約金額	
工事	一般競争入札 (WTO 対象外)	4件	九頭竜川ダム統合管理事務所管内放流警報設備設置工事	H30.6.25	日本無線（株）	345,600,000
			野洲栗東バイパス三上地区P17他橋脚工事	H30.6.19	(株) 桑原組	177,120,000
			戸田地区中流築堤工事	H30.5.18	玉井建設(株)	118,692,000
			国道2号他道路清掃作業	H30.4.2	(株)平野組	58,320,000
業務	一般競争入札	1件	大野油坂道路（箱ヶ瀬地区）他工事監督支援業務	H30.4.2	日本振興(株)大阪支店	93,830,000
	簡易公募型プロポーザル	1件	京都府南部地域猛禽類調査業務	H30.4.3	(株) 長大	19,116,000
	標準プロポーザル	1件	京奈和自動車道地下水調査業務	H30.6.11	中央復建コンサルタンツ(株)	8,672,000
役務及び物品	一般競争入札	1件	瀬田川洗堰ゲート設備点検整備業務	H30.4.2	佐藤鉄工(株)	82,080,000
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問			回答		
	別紙のとおり			別紙のとおり		
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし					

意見・質問	回答
<p>【報告事項】</p> <p>■ 四半期毎の発注状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に質問なし。 <p>■ 指名停止措置の運用状況報告</p> <p>< 相和システム（株） ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・措置要件「建設業法違反行為」を行った相和システム（株）と相和電気工業（株）は親子関係ということだが、具体的にはどのような関係か。 <p>< (株)西建 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査を拒否して指名停止となった事案で、積算を誤ってその入札金額では契約できないという場合、間違えたというだけで、悪意がないにもかかわらず、措置要件「不正又は不誠実な行為」となってしまうのか。 <p>< (株)ノセヨ ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・措置要件「公契約関係競売等防止」の事案は、情報提供した地方公共団体の公務員は官製談合防止法違反として罪は重いが、最低制限価格を聞いた業者も罪に問われている。事実関係は、これで正しいのか。 ・共同正犯として、最低制限価格を聞いた業者も処罰されるということと思われる。 <p>< (株) パネイル ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札決定保留通知後、契約締結を辞退して指名停止となった（株）パネイルは、何を誤ったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人的関係がある系列会社であって、相和電気工業（株）が親で、相和システム（株）が子の関係である。 ・本件は、仕様書を読み違え、この入札金額では履行できないという業者側の過失により、入札手続きを大幅に遅延させたことが、著しく信頼関係を損なう行為として「不正又は不誠実な行為」に該当するというものである。 ・新聞報道等に基づき贈賄行為が行われていたことが明らかなことを確認しており、事実関係に間違いはない。 ・本件とは異なる事務所の入札では、「落札予定者となったが、4月1日からの電力供給に向けて手続きを始めてよいか」と問い合わせのうえ準備をされているが、本件については問合せもなく手続きを始めなかったため、4月1日からの電力供給に間に合わないという理由で辞退されたというもので、「不正又は不誠実な行為」に該当するということである。

<p>■談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に質問なし。 <p>■談合情報等の対応状況資料報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に質問なし。 <p>■再度入札における一位不動状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に質問なし。 <p>■低入札調査対象工事・業務の発生状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に質問なし。 <p>報告については了承する。</p> <p>【審議】</p> <p>■抽出案件結果報告</p> <p>■抽出案件説明及び審議</p> <p>●1. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (九頭竜川ダム統合管理事務所管内放流警報設備設置工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CORINS実績による対象者数が単体で33者、入札説明書ダウンロード者数が18者で、申請者が1者ということだが、人気がなかった事情は何が考えられるか。 ・冬期の工事か。 ・本件は了承とする。 <p>●2. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (野洲栗東バイパス三上地区P17他橋脚工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約方式「現場従事技能者評価型」の趣旨は何か。 <p>本件工事の『技術評価点内訳表』の中の評価項目として、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ダムの放流警報設備は、約16年周期で更新している。市場規模はさほど大きくはない。出水期は工事ができず、その上、福井県嶺北の大野市は、冬季は豪雪地帯であるため、工事ができる期間が短くなり、敬遠された可能性がある。 ・非出水期に行う工事であり、11月から5月末までが実質的な工期となる。 ・「現場従事技能者評価型」の趣旨は、登録基幹技能者等を評価する現場従事技能者の配置項目に高い評価
--	---

<p>「配置予定技術者の能力等」で、競争参加者間の点数に開きがあるが、評価の指標について聞きたい。</p> <p>・ 本件は了承とする。</p> <p>● 3. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (戸田地区中流築堤工事)</p> <p>・ 一括審査方式のメリットは何か。競争参加要件等が共通化できる複数の工事を一括審査型で発注するということだが、申請者は同じ技術資料・技術提案書データを提出すればよいのであり、工事場所が違えば技術提案も違って来る可能性があるのであれば、別々に分けて発注すればよい。本来、2回提出するものをわざわざ一括する仕組みというだけのことなのか。</p> <p>・ 多くの競争参加者があったにもかかわらず、入札後、多くの業者が辞退されている。その事情について、説明してほしい。</p>	<p>を持たせることで、技能労働者の資格保有者の増加を促し、新たな技能労働者の増加を期待するものである。</p> <p>「現場従事技能者評価型」は、「配置予定技術者の能力等」の評価においては、現行の「施工能力評価型」の配点と同じである。「企業の能力評価」において、現場従事技能者の配置に関する評価項目と技能者表彰などの配置予定技術者の能力を評価するものである。</p> <p>・ 一括審査型は、競争参加業者の技術資料・技術提案書等の作成に関する負担や発注者の技術審査に関する負担という総合評価における技術審査・評価の効率化を図るものである。</p> <p>適用条件として、「発注者が同一」、「工事目的・内容が同種で審査・評価の項目が同じ」、「工事種別、等級が同じ」、「施工地域が近接」、「公告日、入札日等が同一の日を実施」、「技術提案のテーマが同一」、「テーマに関連する項目の難易度が同じ」であることがあげられる。受発注者相互の負担を軽減するため、採用している。特に、後者の審査の事務軽減の効果の方が大きいのは事実である。</p> <p>・ 競争参加者が多かった理由としては、築堤工事という土工を主体とした工事であることから、施工実績を持つ業者が多いということ、工事工種が少なく難易度が低いため、利益が上がりやすいことがあげられる。</p> <p>また、本件工事の工期の始期が5月19日からということで、年度末の工事が終わった頃に公告しているため、業者は、年度早期の手が空いた頃に受注できるということで、競争参加業者が多かったと考えている。</p> <p>入札後、辞退者が多かったのは、施工体制確認の追加資料の提出を辞退されたために無効となったというもので、追加資料を作成する手間に見合わない業</p>
--	---

<p>・施工体制確認の追加資料の提出を辞退してもペナルティはないということか。</p> <p>・本件は了承とする。</p> <p>● 4. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (国道2号他道路清掃作業)</p> <p>・本件は了承とする。</p> <p>● 5. 一般競争入札方式 (大野油坂道路(箱ヶ瀬地区)他工事監督支援業務)</p> <p>・「入札調書」では、入札金額が全者同じで、調査基準価格と同額であるのは、どのような事情からか。</p> <p>・積算単価が公表されており、そのとおりにしか積算され得ないということか。</p> <p>・「技術提案の評価内容」の中に技術提案の的確性という項目があり、「必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が網羅されている場合に優位に評価」とある。他の評価項目では各業者の点数に大差はなく、技術提案の的確性の評価項目において点数に開きがある。評価の点数差が出ていることの説明をしてほしい。</p> <p>・契約後、受注者が技術提案の内容に沿って、実際に履行されたかの検証は行っているか。</p>	<p>者が判断されたものと思われる。</p> <p>・辞退できる仕組みとなっているので、ペナルティはない。</p> <p>・ご指摘のとおり、応札者全者の入札金額が同じで、かつ調査基準価格と同額である。応札金額については、ほとんどが人件費で、歩掛り、技術者単価等全て公表されているため、予定価格が容易に類推できるという理由からである。</p> <p>調査基準価格についても、公告時の入札説明書に算出方法を記載しているため、算出が可能である。全者とも受注意欲があり、最低価格で入札されたのだと考えている。</p> <p>・そのとおりである。</p> <p>・本件の評価テーマは、「担当技術者の現場実績(実務)に応じた業務遂行上の対応策、留意点について」であり、本件業務について、あらかじめこのような項目に合致する内容を技術提案書に記載されたら的確性として優位に評価するとして、発注時にキーワードを数点設定している。</p> <p>・受注者が技術提案書に記載した項目内容は、履行義務が発生するので、実際に履行されているか確認している。</p>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案の評価での8点差は、技術点の算定式では6点差に相当する。これは、予定価格の20パーセント強を左右することになる。本件業務は、入札金額が全者同額のため、技術提案の評価差で勝負の明暗が分かれたわけではないが、技術力と入札金額との兼ね合いは検討しているのか。 ・入札金額が、全者、調査基準価格ということは、参加意欲が高く、参加意欲が低い業者は参入していないということか。 ・本件は了承とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件業務で行った総合評価落札方式では、価格評価点と技術点の比率を1:2とする加点方式を採用しており、技術点の比重を高くしている。総合評価落札方式では、これに加え、1:1、1:3とする計3段階の加点方式がある。本件業務は、技術者の高い技術力が必要ということで、1:2を採用している。 ・本件業務のような工事監督支援業務は、当地方整備局管内のほぼ全事務所で発注しており、本年4月から6月に74件契約している。1,054者の競争参加者のうち、調査基準価格と同額の入札金額だった業者が638者という入札結果であった。約6割の業者が調査基準価格と同額の入札金額であるということは、受注意欲の高さの現れと考えている。
<p>●6. 簡易公募型プロポーザル方式 (京都府南部地域猛禽類調査業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査する目的についてだが、道路が希少猛禽類に与える影響を調査するのか、逆に猛禽類が道路に与える影響を調査するのか、どちらなのか。 ・参加資格要件の中の配置予定技術者に対する要件として、技術者の有する資格のうち、博士の専門分野が「工学」となっているが、生物学ではないのかと思うが、どう考えるか。 ・環境系の会社もあるし、技術者の個別能力も審査対象としているということなので、可能であれば資格要件を幅広く設定されることが好ましい。 ・資料に望遠鏡で遠方を見ている写真があるが、具体的に何を調査しているのか。また、調査期間が4月から12月だが、調査は単年度で終わるのか、あるいは、翌年度も調査を続けるなど複数年度の継続した調査の結果 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路が猛禽類に与える影響を調査するものである。希少な猛禽類の個体の生息を維持するため、道路建設に伴い、生態系にどのような変化が生じるかを事前に把握するために調査するものである。 ・技術者の有する資格のうち、技術士は、建設環境分野としている。博士の専門分野は、通常、「工学」としており、生物学も含めた工学の総称で条件設定している。しかし、今後は、「理学」という生物環境分野も入れることも検討したい。 ・環境省が公表している『猛禽類保護の進め方』という指針があり、猛禽類調査は、2年間調査することという規定がある。具体的には、調査員が現地へ行き、望遠鏡で猛禽類の生息を確認するというものである。

<p>果を反映させて取りまとめるのか。</p> <p>・本件は了承とする。</p> <p>● 7. 標準プロポーザル方式 (京奈和自動車道地下水調査業務)</p> <p>・標準プロポーザル方式で、1 回目によ請した 5 者のうち、2 者は参加意思があり 3 者は参加意思がなかったの で、さらに 3 者に再要請したが、結果として、参加意欲 が高く、かつ要請者としての評価順位が最も高い最初の 1 者が特定されたということか。</p> <p>・本件は了承とする。</p> <p>● 8. 一般競争入札方式 (瀬田川洗堰ゲート設備点検整備業務)</p> <p>・洗堰ゲート設備点検整備業務は、堰毎に形状が異なれば、慣れているところがやると思うが、本件受注者は、 昨年度も受注したのか。</p> <p>・他機関の入札監視委員会では、一者応札はよくないという意見がよく出る。本件一覧表で、淀川大堰の設備点 検は、平成 28 年度と平成 29 年度の受注者が異なる。平成 29 年度は、本件受注者が落札したが、平成 28 年度の 受注者も応札したが、落札できなかったということか。</p> <p>・『ダム・堰』ゲート設備点検整備業務において、一者 応札はよくあることか。</p>	<p>時期については、少なくとも 2 箇年で調査すればよい ということで、この履行期間で調査した。</p> <p>・そのとおりである。</p> <p>・「近畿地方整備局管内の『ダム・堰』ゲート設備点 検整備受注者一覧表」により、近畿地方整備局管内の ダム・堰ゲートの施設名及び平成 28 年度・29 年度の 受注者を整理している。これを見ると、ゲート設備を 製作した業者が設備点検も受注する傾向があること がわかる。</p> <p>本件の瀬田川洗堰は、他社が製作したものだが、平 成 28 年 10 月に本件受注者に事業継承されている。そ のため、平成 29 年度は本件受注者が受注したとい うことである。</p> <p>・淀川大堰の設備点検整備業務に平成 28 年度の受注 者も応札したかについては、調査確認していない。</p> <p>・本一覧表では、10 施設中、製作業者が 8 者受注し ているので、必ずしも製作業者が設備点検整備業務も 受注するとは言えない。しかし、正確な分析はできて いないが、ほぼ 1 者の傾向が見られる。</p>
--	---

・もともと作った業者の方が点検にアドバンテージがあり、他社は腰が引けるということはわからなくはないが、問題意識は持っていただきたい。

・本件は了承とする。

・全体を通して何か意見はあるか。

・審議事項についてはすべて了承とし、審議事項については終了とする。